三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分三厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分四厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十一日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分三厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百六号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一厘」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分三厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県相模原市緑区鳥屋字大沢入二七二七・二七四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一の一、三四一の三、大字鶴生字金畑一の二、一の三、一の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県白河市豊地古屋敷三三の一、大信町屋字渋川山二三、二四の一、四〇の一、四一から四六まで、大信隈戸字赤仁田一の七八、一の八六、西白河郡西郷村大字真船字葭ノ目二一の一、二一の二、二一の五一、字宮内治二五の一、大字小田倉字馬場坂四五の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字名下三七三、三七五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）